

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第 号）の施行に伴い、銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十号）の一部を次のように改正し、令和四年七月十六日から適用する。

令和四年七月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条の二第二項第二号並びに第十三条第一項第二号及び第十号並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第一項第七号及び第三十五条第一項第六号の規定に基づき、銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を次のように定める。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第一項第七号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>「一、三 略」</p> <p>四 その他銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十条第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むための機械</p>	<p>銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条の二第二項第一号、第九条の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十八条第一項並びに銀行法施行令第十三条第一項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条第七号、第十七条第二項第二号、第三十一条第一号及び第九号並びに第三十五条第一項第六号の規定に基づき、銀行法施行令第五条の二第二項第一号等に規定する金融機関等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条第二項第二号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>「一、三 同上」</p> <p>四 その他銀行法（以下「法」という。）第十条第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むための機械</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。